

審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第56条第1項
処 分 の 概 要： 設備外積載の許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官）
<p>法令の定め</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通法第58条（制限外許可証の交付等） ○ 道路交通法施行令第24条（制限外許可の条件） ○ 道路交通法施行規則第8条（制限外許可証の様式等）
審 査 基 準： 別紙のとおり。
標準処理期間： 5日（行政庁の休日は含まない。）
<p>申 請 先： 申請書は、許可を受けようとする設備外積載時の出発地を管轄する警察署交通課窓口（当該出発地が高速自動車国道等の場合は高速道路交通警察隊窓口）に提出してください。</p>
<p>問 い 合 わ せ 先： 警察署交通課、警察本部交通規制課 規制第三係 （電話 0188-63-1111 内 3157）</p> <p style="text-align: center;">又は高速道路交通警察隊 （電話 0188-63-1111 内 741-24）</p>
備 考：

別 紙

審 査 基 準：

許可の申請を受理した警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）は、当該申請に係る許可対象行為が、現に交通の妨害となるおそれはあるが、やむを得ないものであると認められるときは許可できる。

なお、秋田県道路交通法細則（昭和39年9月1日公安委員会規則第7号）第7条第2項に規定されている

- 1 「やむを得ないもの」とは、以下のすべてを満たすときをいう。
 - (1) 申請に係る日時、場所以外に駐車場所を確保することができないと認められるとき、又は申請に係る日時、場所以外の日時、場所においておよそ申請に係る駐車目的が達せられないとき。
 - (2) 申請に係る日時、場所以外において、より影響の少ない日時又は道路の部分を指定して許可することによってはおおよそ目的が達せられないとき。
 - (3) 当該申請に係る駐車必要性が、交通の妨害となる程度にかんがみて、不許可とする必要性を上回るものであるとき。
- 2 「公益上」とは、電気、ガス、水道工事等の公共性、公益性、必要性の高いことが社会的に認知されているものをいう。
- 3 「社会の慣習上」とは、冠婚葬祭、引っ越し、地域の祭礼行事等社会の慣習として広く認められているものをいう。